

令和元年 8 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

令和元年 8 月 29 日（木）

午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

小値賀町役場 2 階西側会議室

小値賀町農業委員会

令和元年 8 月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和元年 8 月 29 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

2. 開催場所：小値賀町役場 2 階西側会議室

3. 出席委員：(13 人)

会長	松山 多作		
会長職務代理者	2 番 小崎 八郎治		
委員	3 番 吉田 英章	4 番 江川 克彦	5 番 川久保 和幸
	6 番 宮崎 幸二	7 番 大田 廣	8 番 前田 猛
	9 番 岡野 耕藏	10 番 北野 長義	11 番 入口 政隆
	12 番 土川 浩子	13 番 迎 広子	14 番 小高 陽子

(推進委員：2 人) 15 番 大久保 勉 16 番 木村 一夫 ~~17 番 筒井 正美~~ ~~18 番 福田 直次~~

4. 欠席委員： 6 番 宮崎 幸二 委員、17 番 筒井 正美 推進委員、18 番 福田 直次 推進委員

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名について 12 番 土川 浩子 委員、13 番 迎 広子 委員

第 2 報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について

第 3 議案第 15 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく

令和元年度第 2 回農用地利用集積計画（案）について

第 4 議案第 16 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく

令和元年度第 2 回農用地利用配分計画（案）について

第 5 その他

- ・ 農業者年金加入推進特別研修会の報告
- ・ 全国農業新聞購読推進について
- ・ 農業委員会活動記録簿の記入について
- ・ 次回総会の日程について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西 浩康

7. 議事参与制限 議案第 15 号 : 13 番 迎委員、17 番 筒井推進委員

議案第 16 号 : 13 番 迎委員、17 番 筒井推進委員

8. 会議の概要

- 西局長： みなさん、こんにちは。
 定刻となりましたので、ただいまより、令和元年8月の農業委員会定例総会を開催いたします。本日、宮崎委員、筒井推進委員、福田推進委員が都合により欠席ですが、出席委員は13名で定足数に達していますので、総会は成立しております。それでは、会長にあいさつをお願いいたします。
- 松山会長： みなさん、こんにちは。一昨日は研修お疲れさまでした。ようやく雨もあがりましたが、今夜から一週間は雨予報です。いろいろと作業が押し迫っていますが、湿気等が多いので熱中症等に気を付けて頑張っていたきたいと思います。
 それでは議事に入りたいと思います。日程第1 会議録署名委員の指名を行います。私に一任していただけるでしょうか。
- 全員： はい。
- 松山会長： ありがとうございます。それでは指名します。12番 土川浩子 委員、13番 迎 広子 委員をお願いします。
 続きまして、日程第2 報告第6号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 西局長： それでは報告第6号について説明します。
 今回の合意解約の件数は1件で、田圃1筆、面積〇〇〇㎡の報告となります。農地の所在は、前方郷字浦ノ田〇〇〇番です。
 解約の理由ですが、この農地は農地中間管理事業により相津の●●●●さんへ使用貸借権の設定をしておりましたが、●●●●さんが亡くなられているということで後継者の▲▲▲▲さんへ耕作者が変更になります。ですので、一度、配分計画を解約し、▲▲▲▲さんへ再配分することとなります。再配分については、今年度、第3回の配分計画に上がってくるものと思います。これで報告第6号についての説明を終わります。
- 松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。
 特に無いようでしたら、本件は報告事項ということで、皆さんに報告申し上げます。
 続きまして、日程第3 議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく令和元年度第2回農用地利用集積計画（案）について を議題とします。
 事務局から、議案の説明をお願いします。
- 西局長： 議案第15号、16号については、迎委員は議事参与制限により議事参与できませんので、退席をお願いします。

<迎委員 退席>

それでは、議案第15号について説明します。

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく令和元年度第2回農用地利用集積計画の申請があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。令和元年8月29日 小値賀町農業委員会会長 松山多作 です。

まず、集積計画書（案）の表紙をめくりまして、利用権別の明細集計表があります。内訳としましては、すべて使用貸借による権利で貸付期間10年以上、田圃が4筆4,794㎡、畑が36筆49,935㎡で、今回の集積計画の合計は40筆の54,729㎡となります。

次に1枚めくっていただいて各筆明細書ですが、貸付人から中間管理機構の公益財団法人 長崎県農業振興公社を通して備考の欄の借受人の方へ貸し付けられます。貸付期間については、すべて令和元年10月10日から令和11年10月9日までの10年間です。

以上で、議案第15号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

前田委員： 以前の農地法では5年契約もありましたが、今は10年になっているのでしょうか。

西局長： 期間は5年でも良いのですが、だいたい中間管理機構は10年を薦めているようです。

松山会長： 今は中間管理機構による貸借となっており、今はそこを通すとだいたい10年です。希望があれば5年でも何年でも設定は出来るのでしょうか。

前田委員： 希望すれば何年でも設定できるんですね。

松山会長： はい。ただ最低5年は契約しないと、1年、2年での契約はあまりよくないですね。その他、質問ないでしょうか。それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： それでは許可することにいたします。

続きまして、日程第4 議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和元年度第2回農用地利用配分計画（案）について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

西局長： それでは議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和元年度第2回農用地利用配分計画（案）の申請があったので農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。令和元年8月29日 小値賀町農業委員会会長 松山多作 です。

今回の配分計画（案）は、新規の分と再設定分の2種類があります。様式第5-2号を

見ていただいて、まず新規の分ですが、先程の議案第 15 号の集積計画の筆数と合致し、筆数総計 40 筆 54,729 ㎡です。契約の始期はすべて令和元年 10 月 10 日からで、終期もすべて令和 11 年 10 月 9 日までの 10 年間の契約年数となっています。それぞれの詳細につきましては資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

次に再設定分ですが、先程の報告第 5 号に出てきた分で、農地中間管理事業により使用貸借権の設定をしておりましたが、借受人の方が亡くなられたため借受人を変更し再設定するものです。契約の始期は令和元年 10 月 10 日からで、終期は当初集積したときの終期と同じで令和 4 年 12 月 9 日まで、契約年数は 3 年となっております。

以上で議案第 16 号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

無いようでしたら、許可することよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： それでは、許可することにいたします。

<退席委員 入室>

続きまして、日程第 5 その他について を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

西局長： それでは、その他について です。

8月1日に佐世保市で「農業者年金加入推進特別研修会」が行われましたので、加入推進部長の小崎委員より研修会の報告をしていただきたいと思います。お願いします。

小崎委員： 8月1日にレオプラザホテル佐世保で年金加入推進の研修がありました。加入推進班と事務局が参加しました。例年通りの会議でしたが、まず農業者年金機構の理事長の話があり、その後、事例報告として東彼杵町の加入推進部長さんが事例報告をしていました。この方の話によると、一人に対し4～5回の戸別訪問を行われているようで、小値賀では1回訪問し、次に会った時に「(年金の加入は) どうですか」と聞くぐらいしか出来ないのですが、東彼杵町はそれだけ熱心に勧誘されるので加入者も結構多いようです。小値賀の現状をみると、それは無理な事だとわかっているのですが、とにかく戸別訪問を念入りにやっているということでした。農業会議もそういう事例を見ているので、とにかく戸別訪問を頻繁にやってくださいということでした。

それから分団会議があり、去年は小値賀の出席者は2班に分かれて会議をしたのですが、今年是一緒の会議室で行いました。各地区の事例を出し合い、問題点その他を話し合ったのですが、毎年小値賀の参加者も各地区の方々も言う事は同じですので、これか

らもみなさんの協力をいただいて、一人でも多く加入できたらいいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。以上、報告を終わります。

西局長：

ありがとうございました。

それでは次に「全国農業新聞の購読推進について」です。

お手元に、農業新聞購読部数一覧表（8月速報値）をお配りしていますが、ご覧いただいたとおり小値賀町においても本年度4月からマイナス2部となっており、県全体でもマイナス19部で現在の購読部数が2,546部です。県農業会議の方からも、今年度の目標部数達成のため1委員1部以上の購読者確保をお願いしたいということで依頼がきております。資料としてもう1枚、小値賀町の地区別購読者一覧表を付けております。ご自分の地区を確認いただき、この人たち以外で購読していただければいい人がいたらお声掛けをお願いいたします。推進は厳しいとは思いますが何卒よろしく願いします。それから8月から小高委員が入れましたが、小高委員にも快く農業新聞を取っていただけるということですので、小値賀町は全農業委員・推進委員購読ということで、目標達成できたと思っております。ありがとうございます。一般の農家の方々にも推進をお願いいたします。購読部数は維持していくのが精一杯かと思いますが、購読されている方が高齢でだんだん減っていくというのが実際のところですね。新規就農者で稲盛さんは購読いただいているみたいですが、他の方がまだ取られていないようで、新規就農者の方には勧めやすいと思いますので、何かの機会に推進をよろしく願いいたします。

松山会長：

推進の方、よろしく願いいたします。

西局長：

次に「活動記録簿の記入について」ですが、全国農業会議所より「活動記録簿をお使いの皆様へ」ということで記入方法の案内チラシが届きましたのでお配りしています。

委員の皆様には活動記録簿を毎月ご提出いただいておりますが、この記録が最適化交付金の活動分の皆様への支給の根拠となりますので、「～をやりました」ということを書いていただければ、農地利用の最適化に関する事であれば、それを事務局で拾い上げて、それを活動分ということで報告して交付金としていただくということになります。農地利用の最適化に該当するのかわからないのかということをお考えなく結構ですので、書いていただければ、事務局で該当するものを拾い上げる、というふうになりますので、なんでも農業委員・推進委員として活動した事はすべて記入していただければと思います。

2020年度から最適化交付金の記録に沿うように活動記録簿もわかりやすく改定するというのですが、2019年度版まではこのような形ですので、備考欄に、例えば「地区の集会で～の話をした」「〇〇と△△で会って～の話をした」のような事を書いていただければと思います。

今後は農地利用の最適化ということで、前回も話しましたが、「人・農地プラン」の実質化ということで、地区の話し合いを今後、産業振興課と一緒にやっていくことにな

っています。各地区実施すると思いますので、その時には地区の農業委員・推進委員さんは必ず出席いただいて、近くの農家の方々にはお声掛けいただいて、なるべく多くの方が出席して、みんなで話し合うように、座談会形式で話し合うようにしますので、近所の農家の皆様へのお声掛けをよろしくお願いします。そのお声掛けも活動になりますので、備考欄に書いていただければと思います。

活動記録簿の説明は以上ですが、ご質問等ありますか。

松山会長： 一昨日の研修会はどのように書いたら良いですかと聞かれましたが。

各委員： 「農委法第6条第1項に基づく業務」の「①総会、部会等への出席」か「⑤その他」でいいかと思います。

松山会長： 研修は半日程度ですが、移動などで拘束となりますので、全日扱いで良いですよ。

西局長： はい。また、農業者年金の携帯パンフレットを各委員5部ずつ配っておりますが、このパンフレットを必ずどなたかにお渡しして推進していただきたいと思っています。農業者年金の中身まで説明するのはなかなか難しいかと思いますが、家に置いてくるだけでも結構です。それで農家の方が質問に来られたら説明いただくというような恰好で、きっかけづくりとしてご利用いただき、60歳未満のどなたでも結構ですので推進をよろしくお願いします。

前田委員： 農家さんの加入／未加入の状況がわかるようにしてもらった方が良いと思いますが、農業委員さんでも把握していないこともあるかと思いますが。

小崎委員： 未加入者の名簿には10数名載っているのですが、それを事務局にて周知してもらいましょうか。

西局長： 次に、資料を該当委員さんにお配りしましたが、これは貸借期間が終了している農地です。これらの農地が貸借期間終了後、どうなっているのかを各委員さんに調べていただきたいと思っています。表の右から二番目の列に、先日実施していただいた利用状況調査結果を記載しています。右から三番目の列に「今後の意向」という欄を設けていますが、農地の出し手・借り手の方に、今後どうするのかを確認していただき、事務局に提出していただければと思います。字図もつけていますので、場所はこれでご確認をお願いいたします。継続して作られている所もあるかと思いますが、そこは中間管理にあげていただければと思います。

松山会長： 農地法3条で契約した筆は貸借期間が終了しても継続となりますが、基盤強化法では5,6年で契約が終了してしまうので、今回調査を依頼しているということですね。

- 土川委員： この山林原野になっている分はどうしますか。
- 西局長： その農地は非農地判断して農地ではなくなっていますので、調査は不要です。
- 前田委員： 以前、基盤強化法で契約している筆で、契約が切れる前にその後の意向を調査して、その時には、中間管理を通すのではなくそのまま基盤強化法で継続するような回答が中村地区ではあったような気がします。
- 西局長： 今回お願いしている筆は、契約期間が切れているものばかりですので、前の契約の継続はできません。できれば中間管理事業に乗せ替えていただければと思います。
- 松山会長： 契約が終了している筆は、担い手公社でも拾い上げていますが、現在その筆の契約状態がどうなっているのかは事務局でないとわからないんですよ。以前は一筆単位でも審議にかけていましたから。
- 木村推進委員： 以前、基盤強化法で契約した筆で、現在は闇小作のような状態になっている筆もありますよね。
- 松山会長： そうです。契約が切れているかどうかかわからず、闇小作のようになってしまっているの、今回それを拾い出しているんです。
- 西局長： そのまま継続のような格好で耕作しているんですね。そこを中間管理に乗せ替えていただければと思います。今後は契約が切れるたびに、委員さんに調査をしていただくようにしようと思います。その調査も活動記録簿に記入していただければと思います。
- 松山会長： それでは、来月の総会の日程を決めたいと思います。27日(金)午後1時半からでいかがでしょうか。
- 全員： はい。
- 松山会長： 何か都合が出来ましたら、事務局より連絡したいと思います。
他に皆さんから無いでしょうか。特に無いようでしたら今月の総会を終わります。